家畜衛生だより 平成 30 年 2 月号

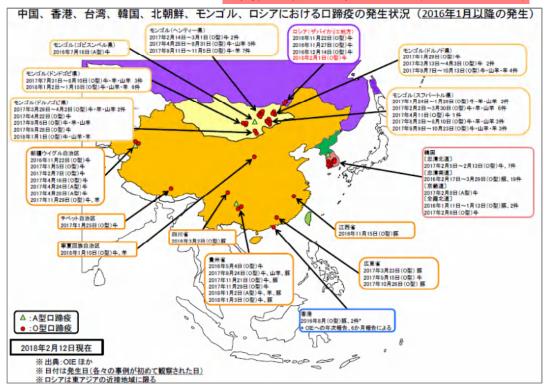
紀北家畜保健衛生所
 紀南家畜保健衛生所
 紀南家畜保健衛生所
 東牟婁支所
 電話 073 - 462 - 0500
 電話 0739 - 47 - 0974
 紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所
 電話 0735 - 58 - 1481

春節、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会における 口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

国内での口蹄疫の発生は平成 22 年の宮崎県における事例以降確認されておりませんが、近隣国においては本年も口蹄疫の発生が確認されています。

訪日外国人旅行者数は年々増加しており、昨年は、10月までに約2,379万人に達しております。春節を迎えるに当たり、アジア地域における人・物の移動が盛んになることに加え、2月からは韓国の平昌(ピョンチャン)においてオリンピック・パラリンピック冬季競技大会が開催され、我が国からの海外渡航者も増加することが見込まれることから、国内への口蹄疫等の病原体の侵入リスクが高くなると考えられます。

家畜飼養者の皆様は、発生地への渡航は慎み、農場入場者の渡航歴をご確認ください。また、今後も引き続き、<mark>飼養衛生管理基準の遵守に努めてください。</mark>



参考: アジアにおける口蹄疫の発生状況(2016年1月以降)(2018年2月12日現在) http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/pdf/eastasia_fmd.pdf ◆ 万一、口蹄疫等が発生している国へ渡航する場合には、以下の点に留意してく ださい。

渡航に当たっての留意事項

- 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
- 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

帰国後の留意事項

- 畜産農家などの畜産関連施設、生鳥市場等へ立ち入ったり、家畜に接触した場合は、帰国時に到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けてください。
- 帰国後一週間は、衛生管理区域に立ち入らないこと。やむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴、更衣等適切な処置の上で立ち入ってください。
- 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を行ってください。
- ◆ 衛生管理区域及び畜舎への立入制限及び立入りの際の消毒について 看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域及び畜舎に立ち入らないようにしてください。また、農場の従業員も含め、衛生管理区域、畜舎に立ち入る場合 には、手指、靴等の消毒を実施してください。
- ◆ 早期発見・早期通報について

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に<u>よだれ</u>を流したり、<u>口、</u>
<u>ひづめ、乳房に水ぶくれ</u>ができるのが主な特徴です。このような症状を呈している
家畜を発見したときは家畜保健衛生所に、<u>すぐに連絡</u>してください。早期発見・早期
通報できるように、日頃から飼養家畜の健康観察を行ってください。

- ◆ 農水省 HP においても、口蹄疫に関する情報が紹介されていますので、 ご参照ください。
 - ⇒ http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

気になることや不明な点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。